

各自治体での条例における市民の役割及び事業者・行政の責務の抜粋

自治体名	市民（道民等又は消費者）の役割	事業者等の責務	行政の責務
北海道	<p>1 道民は、食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないよう適切に行動し、並びに食品の安全性、食生活、地域の食文化等食の安全及び安心に関する知識及び理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>2 道民は、国等の施策及び生産者等の取組に対し食の安全・安心に関する意見を表明し、又は提案し、並びに国等の施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>1 生産者等は、関係法令を遵守するとともに、その事業活動に係る食品その他の物が道民の生命及び健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組まなければならない。</p> <p>2 生産者等は、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の道民への提供を積極的に行うよう努めるとともに、国、道又は市町村が実施する食の安全・安心に関する施策に協力しなければならない。</p>	<p>1 道は、前条に定める基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。</p> <p>2 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するに当たっては、国、他の都府県及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。</p>
東京都	<p>1 都民は、食品の安全の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>2 都民は、食品の安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し自ら合理的に行動できるよう努めるものとする。</p> <p>3 都民は、食品の安全の確保に関する都の施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>1 事業者は、その事業活動に関し、自主的な衛生管理を推進する責務を有する。</p> <p>2 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材の特性に応じた食品の安全の確保に係る知識の習得に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、自らが取り扱う食品等による健康への悪影響又は生産資材が食品等に用いられることによる健康への悪影響</p>	<p>都は、前条に定める食品の安全の確保についての基本理念にのっとり、第二章に定めるところにより食品の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。</p>

		<p>が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。</p> <p>4 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材に関連し、食品の安全の確保に関する情報の正確かつ適切な提供及び公開並びに積極的な説明に努めなければならない。</p> <p>5 事業者は、第三項に規定する措置及び前項に規定する情報の提供等に資するため、食品等の生産、製造、仕入れ、販売等に係る必要な情報又は生産資材の製造、輸入、販売等に係る必要な情報の記録及びその保管に努めなければならない。</p> <p>6 事業者は、食品等への表示を行うに当たっては、正確かつ分かりやすい表示に努めなければならない。</p> <p>7 事業者は、前各項に定めるもののほか、都が実施する食品の安全の確保に関する施策に協力する責務を有する。</p>	
--	--	--	--

<p>名古屋市</p>	<p>1 消費者は、基本理念にのっとり、その自主的な活動により、食の安全・安心の確保に関する知識及び理解を深めるとともに、市の施策について意見を表明するよう努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>2 消費者は、市が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>1 事業者は、基本理念にのっとり、食の安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、事業活動を行う責務を有する。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に関し、自主的な衛生管理を実施する責務を有する。</p> <p>3 事業者は、市が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。</p>	<p>1 市は、前条の基本理念にのっとり、食の安全及び食の安心の確保に関する施策を、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、食の安全・安心を確保するため、国及び他の地方公共団体との情報の交換及び連携協力を図り、広域的かつ効果的な施策を実施する責務を有する。</p>
<p>京都市</p>	<p>市民及び観光旅行者等は、次に掲げる役割を積極的に果たすものとする。</p> <p>(1) 食品等の安全性を確保するために必要な知識を持ち、その重要性について理解を深めること。</p> <p>(2) 本市が実施する食の安全安心施策に意見を表明するとともに、これに協力すること。</p>	<p>1 食品等事業者は、基本理念にのっとり、自ら取り扱う食品等による人の健康に係る被害の発生及びその拡大を防止するため、自主的に、食品等の衛生管理その他の措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>2 食品等事業者は、自ら取り扱う食品等の安全性に関する知識の修得に努めなければならない。</p> <p>3 食品等事業者は、自ら取り扱う食品等に関し、正確かつ適切な情報の提供に努めるとともに、当該食品等に関する事項の表示をするに当たっては、その内容を明確かつ平易なものとするよう努めなければならない。</p>	<p>1 本市は、基本理念にのっとり、食の安全安心施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 本市は、食の安全安心施策の策定及び実施に当たっては、市民及び観光旅行者等の意見を適切に反映するよう努めなければならない。</p>

		4 食品等事業者は、本市が実施する食の安全安心施策に協力するよう努めなければならない。	
--	--	---	--